

(設置)

第1条 石川工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、基金を設置する。

(目的)

第2条 基金は、本校の教育・研究活動、学生への奨学、地域貢献、国際交流活動、キャンパスの施設整備、その他本校の運営に資することを目的とする。

(原資)

第3条 本基金は、次の各号に掲げる寄附金をもって、その原資とする。

- (1) 第2条に定める目的を推進するための資金として受入れた寄附金
- (2) 使用者が指定されていない寄附金
- (3) 使用者が指定された寄附金のうち、当該使用者の退職等に伴う取扱いとして、必要に応じて寄附目的及び条件を変更することについて同意が得られているもの

(事業)

第4条 基金は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教育・研究の支援
- (2) 学生への奨学等支援（石川工業高等専門学校技術振興交流会給付奨学金規程に基づき支援されるものを除く。）
- (3) 地域貢献の支援
- (4) 国際交流活動の支援（石川工業高等専門学校国際交流支援基金規程に基づき支援されるものを除く。）
- (5) キャンパスの施設整備の支援
- (6) その他基金の目的達成に必要な支援

(基金の管理運営)

第5条 基金の支出方針その他基金の管理運営に関する重要事項は、運営会議で審議する。

(事務)

第6条 基金に関する事務は、総務課において処理する。

(その他)

第7条 この規程で定めるもののほか、基金の管理運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年12月8日から施行する。